

訪問看護遠隔診療補助料について

2026 年診療報酬改定で新設された「訪問看護遠隔診療補助料」に係る届出をしており、情報機器を用いた診療（D to P with N）に対応しております。

訪問看護遠隔診療補助料は、訪問看護ステーションの看護職員が、訪問看護計画に基づく定期的な指定訪問看護以外の場面において、緊急に診療を要すると判断した主治医の指示を受けて居宅を訪問し、情報通信機器を用いた診療の補助を行うことを評価する項目です。

＜算定料＞

訪問看護遠隔診療補助料 2,650 円（月 1 回に限る）

※主治医が緊急に診療を要すると判断した場合に算定します

※定期的な訪問看護時には算定できません。

2026 年 6 月 1 日

訪問看護ステーション ここりんく

管理者 間瀬場 有輝